

令和7年1月21日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
X-259	サイバーセキュリティに関する教材の作成	仕様書のとおり	仕様書のとおり	令和7年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）

3. 入札日時 令和7年2月18日（金）10:30

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(4) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和7年2月7日（金）12:00までに提出しなければならない。
(5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年2月14日（金）までに、下記担当者必着分を有効とする。
(6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
(7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 9:30~18:15（12:00~13:00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス : naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名:〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 森田 電話 03-3268-3111 内線 20823

適合条件

1 条件

(1) サイバーセキュリティ等の知見について

契約相手方は、教材の作成者について、次に掲げる要件のうち、公告の日において、以下のいずれか1つ以上の有効な資格を有すること。

ア 教材作成者は、C I S S P又は情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）に規定する情報処理安全確保支援士、又は、これと同等以上の知識を有していることを証明すること。

イ 技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する技術士（情報工学部門）のうち、情報基盤を選択科目とするもの。

ウ サイバーセキュリティを専攻分野とする博士の学位（ただし、相当する外国の学位を含む。）を授与された者

(2) 教材の作成能力について

ア I T及びO Tセキュリティの専門的な教育実績があること。

イ 従業員1千人規模以上の企業に対し教育実績があること。

ウ 年間2万人程度の教育実績又は官公庁、大企業（従業員1,000人以上）において、セキュリティ教育の提供、又はセキュリティ教育に係るコンサルティングの実績について過去3年間以内に10件以上の契約実績があること。

エ サイバーセキュリティに関するコンサルティング業務を提供していること

オ サイバーセキュリティに関する調査研究を提供していること。

カ C S I R T支援業務を提供していること。

(3) 教育体系について

防衛省・自衛隊の要求に応じた教材の作成能力があることを自社（グループ会社含む。以下同じ。）の教育体系及び各種の教育プログラムの存在を持って証明すること。

2 提出書類

サイバーセキュリティ等の知見、教材の作成能力及び教育体系が1に示す条件を満たすことを証明する資料。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとする。

また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

3 提出部数

1部

4 提出期限

令和7年2月7日（金）1200

仕様書			
件名	サイバーセキュリティに関する教材の作成	作成年月日	令和7年1月15日
		作成課	整備計画局サイバー整備課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省（以下「官」という。）の、サイバーセキュリティに関する業務に従事する者（以下「サイバー要員」という。）に対して、契約相手方が実施するサイバーセキュリティに関する教育の実施について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

a) 著作権法（昭和45年法律第48号）

2 本役務に対する要求

2.1 本役務の概要

- a) システム運用やネットワーク運用などサイバーに関連する業務に従事する職員に対して、基本的なサイバーセキュリティに関する知識及びITを利活用できる技術を習得させることを目的とする（IPAスキルレベル1相当）。
- b) 教材の内訳は、教育動画、教育資料（参考書）、チェックテスト及び最終テストとし、表1の教育カリキュラムを基に「教材作成に係る留意点等」を考慮し、官側と調整の上教材を作成すること。
- c) 教育動画の視聴時間は、1コマ20から30分程度とし10コマを基準とする。
- d) 1コマごとにチェックテストを10問程度及び全ての教育の受講を完了した受講者のために15問程度の最終テストを設けるものとし、チェックテスト及び最終テストには解説を設けるものとする。テストは四択の選択形式の問題とする。
- e) 契約相手方は教材作成の際、官側が保有する教材を基に新たに教材を作成すること。その際、IT（Information Technology）とOT（Operational Technology）の違い、IT及びOTセキュリティが必要な背景・セキュリティの必要性、セキュリティの技術面について、最新の動向を踏まえIT及びOTの重要性に具体的に触れ、学習者が効果的に理解できる構成とすること。
- e) 契約相手方は官側に対し、教材の作成能力が十分にあることをサイバーセキュリティに係る事業又は教育に従事した実績や教材作成者のサイバーセキュリティ関連資格等を届け出ることにより証明するものとする。

表1 教育カリキュラム

番号	教育項目	教育内容
1	I C Tによる社会環境の変化	I C Tの進展とそれに伴う社会の変化、代表的なビジネスシステム、A IやI o Tなど最新技術の動向 等
2	コンピュータの基礎知識	コンピュータの仕組み、アプリケーションとO Sの関係、アルゴリズムの基本的な考え方とプログラミングの目的 等
3	ネットワークの基礎知識	ネットワークに関するL A NとW A Nの分類、接続装置の役割、身近で利用されている代表的なプロトコルの役割 等
4	クラウドの基礎知識	オンプレミスとクラウドコンピューティングの違い、S a a S・P a a S・I a a Sとは 等
5	データ活用	情報資産の代表的な種類、分析手法、データサイエンスについて 等
6	サイバーセキュリティ基礎知識	サイバーセキュリティの基本的な概念と目的、不正のトライアングル（機会、動機、正当化） 等
7	セキュリティの技術基盤	情報セキュリティ対策の種類、暗号技術・認証技術・利用者認証 等
8	業務とセキュリティリスク①	機密性・完全性・可用性等の7要素について、人的脅威・技術的脅威/物理的脅威 等
9	業務とセキュリティリスク②	代表的な攻撃手法及び組織において必要な対策、セキュアプログラミング・セキュリティバイデザイン 等
10	セキュリティ活動の実際	リスクアセスメントについて、リスク管理の進め方 等

【教材作成に係る留意点等】

※ 近年サイバー攻撃が我が国の安全保障における現実の脅威となっており、防衛省・自衛隊の活動の最たる基盤としてのサイバーセキュリティの重要性の増大や、サイバー領域における脅威の高度化・巧妙化といった情勢の変化を受け、サイバーセキュリティ確保の観点が必要であることに具体的に触れること。

また、学習者に対し効果的な教育を提供するため、レイアウトや見た目のデザインに特に配慮し、教育内容を理解し易く、学習意欲を高められるような教材となるよう工夫すること。

3 教材作成実施計画書の作成

契約相手方は、契約後速やかに次に示す事項を含む教材作成実施計画書を作成し、承認を得るものとする。また、計画に変更が生じた場合は、速やかに官側と調整するものとする。

- a) 教育カリキュラム及び時間配分
- b) 教育カリキュラムごと、習得させる知識及び技能の目標

4 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）までとする。

5 検査

検査については、この仕様書に基づき支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

6 提出書類等

契約相手方は、表2に示す提出書類等を官側に提出するものとする。

表2 提出書類等

番号	名称	数量	提出時期	提出場所	媒体
1	教材作成実施計画書	1式	契約後速やかに	防衛省整備計画局サイバー整備課	電子媒体1式とする※
2	教材（DVD） ・教育動画 ・教育資料（参考書） ・チェックテスト ・最終テスト		令和7年3月31日（月）まで		

※ 提出書類について、ファイル形式は PDF 及び Microsoft office（Word 又は PowerPoint）とし、DVD 及び電子メールにより提出する。ただし、教材作成実施計画書については電子メールによる送付のみを可とする。

6.1 完成品の納品

成果物及び数量は、次のとおりとする。

- a) DVD
 - 1) 教育動画、教育資料、チェックテスト及び最終テストのデータを入れたもの。なお、教育動画及びチェックテストはカリキュラム毎にDVDに格納すること。
 - 2) DVDに収録されている内容について、防衛省・自衛隊のイントラネットに掲示できるように Windows Media Video（WMV）に変換したファイルを焼き付ける。
なお、ファイルについては、チャプター毎に分割再生することができるように作成すること。
- b) 納品場所
東京都新宿区市谷本村町5-1

c) 納期

令和7年3月31日(月)

7 契約相手方の条件

本事業を実施するにあたり、契約相手方がサイバーセキュリティ等についての知見を有すること、及び防衛省・自衛隊の要求に応じた教材の作成能力があることを証明すること。

7.1 サイバーセキュリティ等の知見について

契約相手方は、教材の作成者について、次の各号に掲げる要件のうち、公告の日において、以下のいずれか1つ以上の有効な資格を有すること。

- a) 教材作成者は、C I S S P又は情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）に規定する情報処理安全確保支援士、又は、これと同等以上の知識を有していることを証明すること。
- b) 技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する技術士（情報工学部門）のうち、情報基盤を選択科目とするもの
- c) サイバーセキュリティを専攻分野とする博士の学位（ただし、相当する外国の学位を含む。）を授与された者

7.2 教材の作成能力について

- a) IT及びOTセキュリティの専門的な教育実績があること。
- b) 従業員1千人規模以上の企業に対し教育実績があること。
- c) 年間2万人程度の教育実績又は官公庁、大企業（従業員1,000人以上）において、セキュリティ教育の提供、又はセキュリティ教育に係るコンサルティングの実績について過去3年間以内に10件以上の契約実績があること。
- d) サイバーセキュリティに関するコンサルティング業務を提供していること。
- e) サイバーセキュリティに関する調査研究を提供していること。
- f) CSIRT支援業務を提供していること。

7.3 教育体系について

防衛省・自衛隊の要求に応じた教材の作成能力があることを自社（グループ会社含む。以下同じ。）の教育体系及び各種の教育プログラムの存在をもって証明すること。

8 契約相手方の責務

- a) 契約相手方は、不測の事態により定められた期日までに業務を完了することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を官側に連絡し、その指示に従うこと。
- b) 契約相手方は、業務の過程において官側から指示された事項については、迅速かつ的確に実施すること。
- c) 契約相手方は、本業務の実施に当たり、官側と密に連絡調整を行い、月1回以上作業の進捗状況について報告を行うこと。

9 貸付品

- a) 本契約の履行にあたり、表3に示す官側の保有する教材について官側と調整の上、無償で貸付け又は閲覧することができる。貸付場所は、官側の指定する場所とし、貸付期間は、契約期間中とする。
- b) 契約相手方は、官側の保有する教材の貸与を受ける場合はその取扱いに留意し、法令、関連規則等に従い、官側が指定する条件を遵守すること。

表3 貸付品

番号	名称	媒体	数量	貸付期限	貸付・返却場所
1	基本的なサイバースキルに関する通信教育コンテンツ1～10（教育動画、チェックテスト、教材資料）	DVD	1式	契約締結後 ～ 令和7年3月 31日まで	整備計画局サイバー整備課
2	基本的なサイバースキルに関する通信教育 最終テスト	DVD	1式		

10 著作権等

- a) 成果物に関する著作権は、官側に帰属するものとする。また、契約の相手方は、防衛省が承認した場合を除き、成果物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- b) 契約の相手方は、本業務の成果物に関し、著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てを官側に無償で譲渡するものとする。
- c) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、契約の相手方が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- d) 上項a)及びc)において、官側は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲で、翻案、翻訳、複製及び貸与することができるものとする。
- e) 本業務の成果物等に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら官側の責めに帰す場合を除き、契約の相手方の責任と負担において一切を処理すること。

11 環境物品等の調達に関する基本方針の遵守

本役務で調達する物品等が、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月22日変更閣議決定）の基準を満たすものであること。

12 その他

この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。